

第10回 消費者行政推進会議 議事要旨

1. 日 時：平成20年9月8日（月）11：00～11：42
2. 場 所：総理大臣官邸4階 大会議室
3. 出席者：
 - 委員（50音順）
佐々木座長、川戸委員、阪田委員、佐野委員、島田委員、中村委員、原委員、松本委員、吉岡委員（以上、9名）
 - 政府
福田内閣総理大臣、野田消費者行政推進担当大臣、二橋内閣官房副長官 ほか
4. 議事次第
 - ・消費者行政推進基本計画の具体化について
 - ・その他
5. 議事の経過
 - (1) 冒頭、福田内閣総理大臣より挨拶があった。主な内容は以下のとおり。
 - 日本の行政、政治において消費者、国民目線が欠けていたとの思いがあり、昨年9月に総理に就任してから、改革の具体化として消費者庁創設や地方の消費者行政の強化の議論を行ってきた。2月にこの会議がスタートしてから、熱心な議論をして頂き良い案をまとめて頂いた。これは実行しないといけないので、しっかりと閣議決定をして、政府の方針としてまとめ上げなければいけない。
 - また、この方針を次の政権にも引き継ぐ必要があると考えている。もし引継ぎがうまくできなければ、政治行政にとっては大きな損失であると思う。そのような政策なので、何としてでも実現するべく、今後真剣に取り組んでもらうと考えている。
 - 野田大臣も積極的に取り組んでもらい、できれば今後も引き継いでもらいたいと思っている。2人で一生懸命取り組ませていただく。
 - (2) その後、野田消費者行政推進担当大臣より「消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ」（資料1）、「消費者庁創設に係る概算要求」（資料2）、「地方消費者行政の充実に向けた支援策について」（資料3）、「消費者庁（仮称）組織図（要求案）」（資料4）、「準備中の法案について」（資料5）及び「消費者庁関連3法案の骨格について」（資料6）を用いて、消費者庁の予算、機構・定員及び消費者庁関連法案の概要を説明。その後、松山内閣官房消費者行政一元化準備室長より「消費者庁関連

3 法案の関係について」(資料 7) を用いて、補足説明。主な内容は以下のとおり。

- 消費者庁の創設後の消費者行政の資料は、これから説明する予算、機構・定員、法案を具体化したイメージである。(資料 1)
- 予算については、消費者庁創設に係る概算要求として、総額で 182 億円を要求している。内容は、大きく 3 つの柱から成り立っている。1 点目は、消費者からの苦情相談や事故情報を一元的に集約し、分析・情報発信するための経費として 15 億円程度、2 点目は、地方消費者行政の充実に向けた経費として 80 億円程度、3 点目は、個別作用法の移管・共管に伴う事業の実施のための経費として 45 億円程度、である。特に地方消費者行政の充実に向けた支援は、地方の消費者行政をここ 1、2 年の間に飛躍的に充実させるために必要不可欠であり、思い切った取組みをしっかりと行いたい。(資料 2、資料 3)
- 機構・定員については、まず、消費者行政とともに食品安全行政を担当する特命担当大臣を置く。消費者庁の組織は、主に制度の企画・立案や司令塔機能を果たす企画調整部と個別作用法の執行等を行う政策推進部の 2 部から構成することとしているが、緊急時にはタスクフォースを活用するなど、迅速かつ的確に対応できるようにしたい。また、消費者の声を政策に反映するよう、有識者からなる消費者政策委員会を置き、法律や制度のあり方、消費者庁を含む各省庁の施策の実施などについて意見具申等を行うことができるようにしたい。消費者庁の定員については、合計 208 人を要求しており、行政の肥大化を招かないよう、そのほとんどの 202 人を振替増員要求としている。(資料 4)
- 法案については、いずれも仮称であるが、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、消費者安全法案の 3 法案を福田内閣において決定する方針の下、その骨格を示している。(資料 5、資料 6)
- 消費者庁設置法案は、消費者庁の任務や所掌事務等を規定するものである。消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、個別作用法に関するものであり、基本計画通りにとりまとめる、盛り込むことで準備をしている。これらの個別作用法以外分野でもものを言い対応するため、横断的な法律として、消費者安全法案を作成している。消費者安全法では、各省庁の所管法について関係大臣へ措置要求できること、すき間事案について事業者へ措置命令できること、を規定しているほか、これらについては、消費者政策委員会が随時意見を言うこととしている。その他、消費者安全法案では、基本方針の策定、消費生活センターの設置等の消費者行政全体の流れを規定する準備をしている。(資料 7)

(3) 資料の説明の後、各委員から以下の発言があった。主な意見は以下のとおり。

- 事業者側もこれからは消費者の目線に立たなければ、存立も難しくなった。その意味で、消費者時代に入ったということを実感しており、総理の消費者、国民目線の取組みはエポーク・メイキングな革命だったと思う。
- 80億円の地方消費者行政の充実、強化に向けた支援はありがたいと思う。しかし、本来は地方自治体が充実、強化すべきことであり、今後は野田大臣からも発言してほしい。
- 資料4にある消費者政策会議とは何か。(→政府側より回答：消費者政策会議は、消費者基本法で規定されているものであり、閣僚がメンバーとなっている点で委員会とは異なっている。議員立法で成立したものであり、立法府で議論、検討してほしいと考えている。)
- 個別作用法では、独占禁止法及び景品表示法の一部改正が議論中であるが、状況はどうなっているのか。そのままの形で国会を通すことは難しいと思うが、今後の戦略や対応を教えてください。(→政府側より回答：これは非常に難しい問題である。法制局からは、独占禁止法の場合は課徴金として国庫に入ってしまう、被害者へ戻していくという方向とは違う方向のものである、との指摘を受けている。今回は不本意ながらしきり直しとなるが、将来的に検討していきたい。)
- 消費者団体としては、消費者のために40数年前から消費者のための行政組織を望んできた。省庁再編のときには誰も聞いてくれなかったが、総理がここまで活路を開いたのは非常に大きなことである。ようやく形ができ、肉を付け血を通わせる作業になるが、力を入れて運動を進めていきたい。
- 地方の消費者行政が消えてなくなりそうなときに、予算がついて喜ばしい。これを機会に地方の消費者行政を活性化させていきたい。
- これからも山あり谷ありだとは思いますが、みんなの意見をまとめて前に進むこととなるが、これからも総理と野田大臣も力添えを頂ければと思う。
- これまでの努力は縦割りの行政組織に横串を刺す歴史的なものである。今後評価されるために、私たちも支援したいが、野田大臣にもよろしくお願ひしたい。
- 消費者庁が消費者の観点から政府の各部に関与できる権限と能力を持つようにしてほしい。

- 10 年程前に消費者族というのができれば政治が変わる、という趣旨の記事を載せたが、ようやく実現に近づいている。この灯を消さないようにしてほしい。総理も今後は自民党の有力議員として、いろいろと影響力を行使して頂ければと思う。
- よくここまで来たという感じがある。各省庁の巻き返しや民主党の動きとかいろいろあるだろうが、野田大臣には今後もしっかりと力を発揮して頂くようよろしくお願いしたい。
- テレビ番組において、事務次官会議に出られないような省庁を作って意味があるのか、という発言があったが、どうなっているのか。きちんとした組織を作ってほしい。
(→政府側より回答：長官が民間人となった場合を指していると思うが、これまで次官会議には民間人は入っていなかったということだと思う。しかし、民間人が入ってはいけないというルールはないし、消費者庁創設はそもそも画期的なものである。この話はまだ決まったものではないと考えている。)
- これまでの行政は消費者、生活者、国民の目線が欠けており、総理は正しい政策を行ってきたと思う。実現半ばで残念であるが、総理には党内で自由な立場で応援してほしい。
- 予算規模が小さいこと、消費者政策委員会が有効に機能するようにすべきこと、人材を手当てすること、が課題であると思う。また、消費者庁ができて、消費者が主役とならなければ機能しないので、私たちも頑張っていきたい。
- 消費者行政の運動の盛上げが今ひとつ不十分であったと認識しており、国民的な運動としていきたい。今後もいろいろ会合を行うので、総理には、今後は自由な立場で会合に出席してもらい、全国行脚して、どのような意図で消費者問題をとり上げたのかを浸透させてほしい。
- 昨年の国民生活センターの廃止の議論があったときに、総理が相模原市の施設を訪問したことで、違う風が吹き始めた点を高く評価している。

(4) 委員からのコメントの後、野田消費者行政推進担当大臣、福田内閣総理大臣、佐々木座長から以下の発言があった。主な内容は以下のとおり。

(野田国務大臣)

- 地方の消費者行政については、これからは相談員の質、量とも向上させる必要がある。また、地方自治体の首長の意識改革も必要であり、消費者行政を頑張った人が当選しやすくなるような環境作りも重要である。

- 総理もしっかりやり遂げたいということで、19日の閣議決定を目標に各方面に働きかけを行っているところである。バトンタッチを上手くできるようにしていきたいと考えており、ご理解、ご協力をお願いしたい。
- 消費者族という言葉が出たが、これから消費者の代表となれるようにしたい。消費者庁設立については引き続き努力したい。すぐには理解されないかもしれないが、将来的には日本の歴史に名をとどめるものである。

(福田内閣総理大臣)

- この問題を政治で取り上げるのは難しかった。本来はとっくにやっていないといけないことだが、非常に遅れていると思った。
- 国民生活を守ることは重要である。しかし、これだけでなく、メーカーの方も安心して生産できるような体制を整えたい。そのためには、透明性やいろいろな仕組みも必要と思う。また、国民もそのような意識を持つ必要がある。これらがなされていないのは、どこかに問題があるはずである。
- 行政が国民と疎遠になっており、様々な問題を引き起こしており、危機感を持っている。日本の行政は法律に基づいて行われているが、この法律が昔にできた基本的なものである場合も多い。この体制を変える必要がある。
- 消費者族という言葉も出たが、消費者だけでなく日本全体の立場の利益を考慮することが必要である。その上で、消費者行政というものがある。消費者庁も消費者だけの利益ではなく、日本全体の利益を考慮するのが目的である。ただし、これまでは消費者の目線が欠け過ぎていたという認識である。
- 国会での議論を乗り切るには世論の支持が必要であり、国民に説明していく必要がある。私も努力していきたいが、委員の皆様は消費者問題に詳しい方々なので、今後ともよろしくをお願いしたい。

(佐々木座長)

- 今の総理の言葉に尽きると思う。このような考えの総理の下で働けたことを誇りに思うとともに、記憶にとどめたい。今後の軸足の置き方であるが、総理の言葉を踏まえ、全体の観点を重視していきたい。なお、我々の今後の関与のあり方は、中途半端なものにならないようにしたいが、福田総理や次期総理に判断してもらいたいと考えている。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性あり）]